2018 12月号

東海日中貿易センター
TOKAI JAPAN-CHINA TRADE CENTER

訪中報告

中部経済界訪中団が浙江省を訪問

当センター小澤哲会長を団長、小笠原剛副会長及び髙橋明彦副会長をそれぞれ副団長とする総勢24名の「中部経済界訪中団」を、11月４日（日）から10日（土）の７日間、浙江省寧波市及び杭州市へ派遣し、政府部門との交流、産業視察を行った。今回の訪中に当たっては、当センターと業務協力関係にある「寧波市国際投資促進局」及び「杭州蕭山経済技術開発区」がそれぞれ窓口となって、スケジュールの調整を行った。

◇浙江省寧波市

－寧波舟山港股份有限公司－

同社は、貨物取扱量が世界一の寧波舟山港の管理・運営を行っており、実際のコンテナバースの視察を前に、同港の概要を聞いた。

2005年以来、寧波舟山港の貨物取扱量は迅速な発展を遂げており、2017年のコンテナ取扱量は2,461万TEUと世界第４位、貨物総取扱量は10.1億トンと、世界で初めて10億トンを突破した港湾で、９年連続世界一を記録している。

また「一帯一路」政策における最も有力な港湾であり、約80本の「一帯一路」沿線国との航路があり、年間5,000便を超え、コンテナ取扱量も1,000万TEUを突破した。2017年末までに、北侖、鎮海の両港区に鉄道を引き込み、「海鉄複合輸送（中国語：海鉄聯運）」作業能力も100万TEUに近づいた。2019年には新たに穿山港区に鉄道が引き込まれる計画があり、これにより寧波舟山港は中国南方における海鉄複合輸送の業務量が最大の港湾となる。現在このサービスは12本で、業務範囲は江西、安徽、陝西、甘粛、新疆等14省36都市をカバーしており、そこから中央アジア、ヨーロッパに繋がっており、今後益々拡大することが期待されている。

－寧波市人民政府－

陳炳栄副市長が訪中団と会見し、寧波市の概要を下記の通り紹介した。

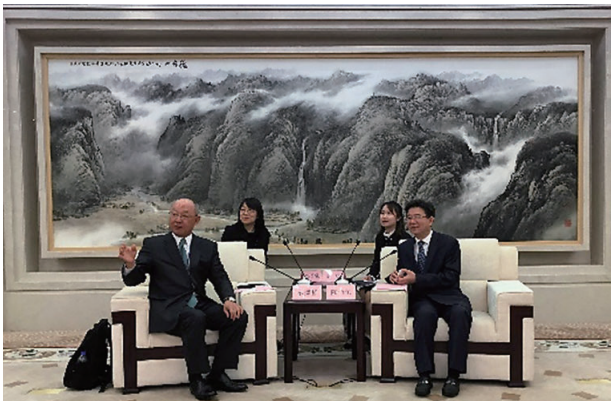

寧波は中国東南沿海地区で重要な港湾都市であり、早くから対外開放された都市のひとつで、全市面積は１万㎢、管轄する海域面積も１万㎢となっている。常駐人口は800万人で、流動人口を合わせると1,000万人。

寧波市の特徴は「強、大、多、好（良い）」という４つの漢字で表すことができる。

「強」は、総合的実力、特に経済実力が強く、昨年

目　　次

訪中報告 中部経済界訪中団が浙江省を訪問 …… 1
部会活動 東海日中海運懇話会・中国投資企業部会 第1回 中国国際輸入博覧会 視察会を実施 4
第一回 日中第三国市場協力フォーラムが開催 …… 5
中国投資企業部会 公開討論会 徹底討論 中国ビジネスの要諦 日本本社が気を付けること … 6
共催セミナー 当面の中国経済情況と日系企業事例報告 …… 6
交流記録 …… 7
弊センター年末年始休日のご案内 …… 7
西安デスクNEWS …… 8
青島デスクNEWS …… 9
寄稿 対中取引に関する基本法についての解説と実務：中国会社法（5）続き …… 10
第124回中国輸出入商品交易会 バイヤー数、成約額がいずれも減少 …… 15
中国経済データ …… 16

のGDPは9,800億元（日本円換算17兆元）で、財政収入は2,400億元、市民の一人当たりの年間収入の平均は都市部で約５万元、農村部では約３万元となっている。また、工業（製造業）の基盤が強く、市内にある製造企業数約12万社のうち、一定規模の企業は7,500社。昨年の工業総生産額は1.6兆元で、一定規模の企業の従業員は3,000万人を超えている。産業の構成も充実しており、吉利や上海大衆を代表とする自動車産業、石油化学工業、ハイテク設備業、新材料、家電、繊維・アパレル産業、環境保護などがあり、製造業の基盤が強い。「大」は、主に貨物取扱量が世界一の寧波舟山港のこと。「好（良い）」は、生活環境、特に生態環境が良いこと。「多」は、寧波から様々な方面の歴史的著名人を多く輩出していること。最近ではビジネス面での優秀な人材を多く輩出している。

今後寧波市は日本と①スマート製造業への転換、新材料・新技術の研究開発②広大な経済背後地を有する寧波舟山港を利用した港湾サービス業や越境ECビジネス③省エネ・環境保護にかかわる設備等の研究開発といった３つの面で協力関係を強化したい。

－北侖港区第２期コンテナバース－

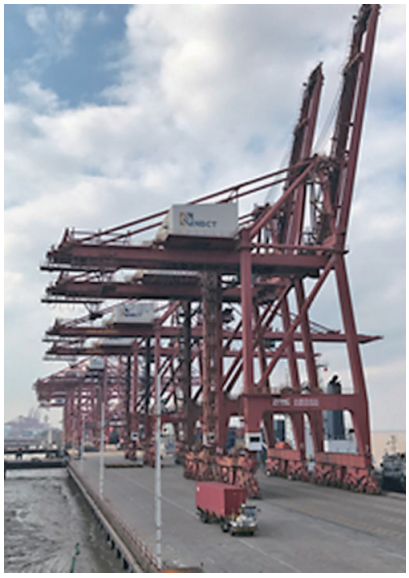

北侖港区第２期は寧波で最初のコンテナターミナル。ここを運営している寧波北侖国際集積箱碼頭有限公司（NBCT）は寧波舟山港集団と香港のハチソン・ワンポア（中文名:和記黄埔有限公司）との合弁。鉄道線が引き込まれているコンテナバースで、「海鉄複合輸送」サービスが行われている。

位置的な優位性として舟山群島が前方にある為、波が穏やかで、台風等で大きな被害を受けることがなく、冬も凍ることがない。年中無休で作業を行っている。岸壁の長さは現在1,399m。バース数は６バース。水深は元々 13.5mであったのを工事して2017年に14mとなった。

－寧波港鈴与物流有限公司－

当センター会員企業である鈴与㈱の合弁企業。訪問時には同社・彭敏傑総経理より会社概要と、現在同社が推進している「海鉄複合輸送サービス」について説明があった。

1995年に鈴与㈱と寧波港集団との合弁で鈴隆貨櫃有限公司を設立。その後2003年に鈴与物流を設立し、2011年に両社が合併し現在に至っている。同社は2009年に寧波で初めて海鉄輸送のサービスを提供した企業のひとつ。中国内陸からの輸出スキームとしては、トラック、鉄道或いはフィーダー船で寧波へ輸送し、海上輸送で国外各地へ輸送している。今年の寧波舟山港における海鉄輸送の貨物取扱量は60万TEUを見込んでおり、同社の取扱量はその１/４の15万TEUとなっている。鉄道サービスのメリットは、交通状況（渋滞・事故）や天候の影響を受けないこと、長江を利用する水運で想定される渇水期の航行制限や、三峡ダムの補修工事の影響等を受けないことで、CO_2削減にもなり、環境にやさしい輸送手段である。

－上海大衆汽車有限公司寧波分公司－

同社はVW社の中国6番目の工場で、2012年1月7日に第１期工場の建築が着工し、その総投資額は117.95億元。2013年10月24日にラインオフし、建設開始からラインオフまで22ヵ月と、VW社の工場の中で最短のプロジェクトとなった。敷地面積は180万㎡、年間生産能力は30万台。第２期工場は2014年５月に建設を始め、2017年12月１日に生産を開始。総投資額は190億元となっており、将来的には年間60万台の生産能力を目標としている。生産車種はVWブランドの「凌度」（Lamando）、「途昂」（Teramont）、及びSKODAブランドの「柯珞克」（KAROQ）、「明鋭」等がある。

－雅戈爾（ヤンガー）集団－

同社は1979年に創立。服装（紳士服）、不動産開発、金融投資の三大事業を行っている。2017年末時点での総資産は831億元、販売収入665億元、利益総額45億元、納税額24億元と中国民営企業上位500社に名を連ねている。

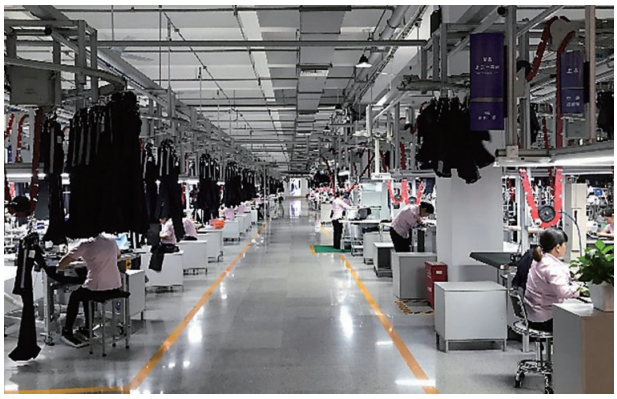

YOUNGORをメインブランドに、事業展開をしており、視察当日には現在同社が進めている「西装智能工場」（スーツスマート工場）を視察した。

◇浙江省杭州市（蕭山）

－蕭山経済技術開発区－

同区は、1990年に設立され、1993年５月に国務院より国家級経済技術開発区として認定された最初の開発区のひとつで、総面積は約150㎢、浙江省において外資投資が最も集中した地域。

杭州市は、経済規模が20年以上連続で急速な成長を保ち、2015年には全国で10番目の「兆元GDP都市」となった。また11年連続で「中国で最も幸福感ある都市」に入選。杭州市の総面積は16,596 ㎢、人口は918万人、2017年のGDPは12,556億元、１人あたりのGDPは1.8万ドル、地方財政収入1,234億元となっている。2016年にG20が開催されて以降、杭州市は次の浦東新区となることを目指し努力している。

開発区の交通は便利で、長江デルタ各都市へ「90分交通圏」で、上海港まで180km、寧波港まで153km。高速道路も近く、複数の主要高速道道路へ10分以内にアクセスが可能。 高速鉄道のアクセスも良く上海まで45分。杭州蕭山国際空港は中国10大空港の一つで、2017年の乗客数は延べ3,557万人，貨物量58.9万トン。現在西ターミナルの新築で規模の拡大を図っている。鉄道駅も杭州駅、杭州東駅、杭州南駅があり、更に杭州西駅・江東駅・空港駅の建設を計画し、2022年のアジア大会開催までに開通予定。地下鉄は現在１、２、４号線が運営中で、2022年までに10本の路線を開通させる予定。

現在開発区には6,000社の企業が進出しており、その内、世界500強企業が12社入居。

－傳化集団有限公司－

1986年、創業者である徐傳化が50歳台に蕭山で初の民営企業として登録し、洗濯洗剤を製造し、自転車で売り歩くことから事業が始まった。2000年までは、化学工業製品の製造を主に行ってきたが、中国がWTOに加盟したことをきっかけに、農業、物流業といった多角経営が始まった。2004年には深圳証券取引所に同業界として初めて上場した。2016年、創業30周年を迎える。

同社は設立した時から、本業以外に慈善事業を行っており、最初の慈善事業は水道の通っていない村に水道を引き込む事から始め、2016年の創業30周年を機に、30億元で「傳化慈善基金会」を設立し、様々な慈善事業を行っている。

－杭州凱爾達機器人股份有限公司
（カイエルダーロボット社）－

同社は2009年に、凱爾達集団有限公司（カイエルダーグループ）と安川電機(中国)有限公司等の出資により設立。産業用ロボットシステムインテグレーション及び溶接機を含む産業ロボット関連製品の設計、製造、販売及びサービスを主な事業としている。安川電機製ロボット本体、溶接電源及び周辺機器などの購入・組立を行うほか、自社開発の操作・制御システムとのシステムインテグレーションを行い、顧客に溶接、バレタイジング、搬送などの各種ロボットワークステーション、関連製品及び関連技術サービスを提供。

同団は最終日の11月10日（土）の午前に上海で開催された「中国国際輸入博覧会」の会場を視察し、帰国した。

尚、本訪中団の詳細は別途報告書に掲載。

部会活動

東海日中海運懇話会・中国投資企業部会 第1回中国国際輸入博覧会　視察会を実施

当センターの東海日中海運懇話会、中国投資企業部会は合同で、第１回中国国際輸入博覧会の視察会を実施し、11月６日から９日にかけ、メンバー５名が上海に赴き、会場を視察した。

【メンバー】

東海日中海運懇話会

佐竹　宏之　伊勢湾海運㈱　中国チーム　課長

中国投資企業部会

倉田　隆雄　東洋電機㈱　シニアエキスパート
中国営業推進担当役員

瀬谷　知隆　岡谷鋼機㈱　名古屋本店
鉄鋼第一部　スタッフリーダー

福田　宗平　岡谷鋼機㈱　刈谷支店
エレクトロニクス室　スタッフリーダー

事務局

中村　雅憲　(一社)東海日中貿易センター
業務グループ　課長

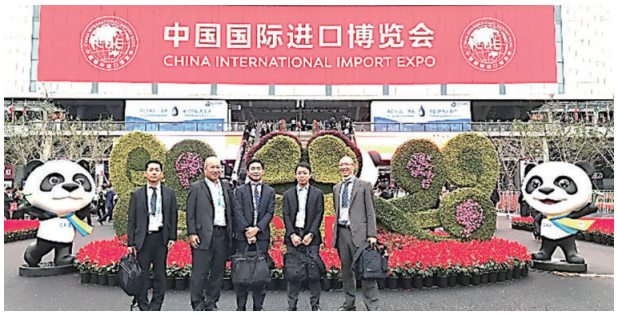

【第１回 中国国際輸入博覧会の概要】

英名：China International Import Expo（CIIE）
会期：2018年11月５日(月）～10日(土)
主催：中国商務部、上海市人民政府
展示面積：30万㎡　※東京ドーム6.4個分
会場：国家会展中心(上海)
主な出展分野：
①サービス貿易
②自動車
③スマート・ハイエンド設備
④消費者向け電子製品
⑤アパレル・日用消費財
⑥医療機器・医薬保健
⑦食品・農産品

【博覧会開催の背景】

博覧会は、輸入に特化した総合展示会である。中国の市場開放をアピールする一大イベントとして位置付けられ、2017年５月に習近平国家主席が提唱したものである。

11月５日の開幕式には、習主席が「今後15年間に40兆ドル(4,500兆円)以上を輸入する」との見通しを明らかにし、中国内外で大きく報じられた。

【視察会開催の背景】

中国政府「肝煎り」の展示会とはいえ、実績のないゼロから始まった第１回の開催であり、その上、今後も毎年開催されることが既定路線であることから、同博覧会に日本企業として今後どう取り組むべきか、実態を把握すべく視察を行うことになった。

【博覧会の開催結果】

出展者数：3,600社
来場者事前登録者数：16万人　うち外国人４千人
最終的な来場者数：のべ40万人
成約高：578.3億ドル

【視察の概要】

11月５日は政府・メディア関係者に限定公開されたものであったため、視察会のメンバーは開幕２日目から会場入りし、出展者に出展に至った経緯や出展の手応えなどをヒヤリングした。日中関係が改善に向かう中、日本企業の出展が国別最多の450社に上ったこともあり、ヒヤリングは日本企業を対象に行った。

出展に至った経緯では、中国政府機関からの要請に応じたもの、ジェトロの募集に応じたものが大半を占めた。手応えについては受注につながるほど好結果の出展者がいた一方、商談すらなかったと答えた出展者もあり、明暗が分かれた。

東海日中海運懇話会と中国投資企業部会では、視察結果の報告会を19年１月30日に予定している。

第一回 日中第三国市場協力フォーラムが開催

10月26日、中国・商務部、国家発展改革委員会並びに日本・経済産業省、外務省の主催により「第一回日中第三国市場協力フォーラム」が、中国北京市で開催された。同フォーラムには、日中両国から1,000余名の企業関係者が参加し、スマートシティの共同開発、インフラ、物流、金融、ヘルスケア、ITなどの分野における協力の覚書52件（総額にして180億ﾄﾞﾙ相当）を締結した。当センターからは、張道蘭・北京事務所所長が参加し下記の通り、報告があった。

フォーラム会場にて発言する安倍総理

午前、人民大会堂２F宴会庁で行われた開幕式では、中国側から李克強総理、何立峰・国家発展改革委員会主任、鍾山商務部長が、日本側から安倍晋三総理、世耕弘成・経済産業大臣が挨拶をした。

李総理は、今年はちょうど中国の改革開放40周年を迎え、過去40年で中国は発展を遂げ、世界にも大きな影響を与えた。現在も対外開放を一層拡大しており、その取り組みを更に強化していく。中日関係においては、中国の対日貿易総額が3,000億ﾄﾞﾙ、日本の対中累計投資額が1,000億ﾄﾞﾙを超えた。中日両国が第三国において相互補完的な強みを活かして緊密に協力し、三者にとって利益となるプロジェクトを進めていくことに高い期待をしていると述べた。何主任からは中日両国による協力が、第三国市場の発展を促し、世界経済の持続的な成長をもたらすこと、革新・協調・エコ・開放を共通の理念とし、「商業原則及び国際慣例」を遵守することを重視していきたいとし、鍾山商務部長からは、日中関係は正常軌道に乗り、第三国協力は時宜を得たものであること、また、企業主体で市場を尊重し、政府はそれをサポートし、相互の信用と利益が大切である旨発言があった。

安倍総理からは、1980年代、中国にいち早く支援を始めたのが日本で、日本政府と企業が投資を行い、中国の皆さんと共に近代化を進めてきた。そして今、発展した中国と日本が、共に世界で貢献する時代がやってきた。日中両国の企業が、国際スタンダードに則り、ビジネスとして持続可能なプロジェクトを進め、各国の手本となることは可能だ。世界の膨大な需要と多様な課題に応えるべく、日本政府として、開放性、透明性、経済性、財政健全性といった国際スタンダードに沿った第三国の利益となるwin-win-winのプロジェクトが形成されていくよう、中国政府とともに後押ししていくと述べた。世耕大臣は、日中経済関係は正に競争から協調への転換期にあり、同フォーラムが日中経済協力の新たなスタートとなる。国際スタンダードに則り質の高いプロジェクトを中国政府とともに推し進めていくと述べた。

午後、引き続き人民大会堂で「交通・物流」、「エネルギー・環境」、「産業高度化・金融支援（IoT、ニューエコノミー、ヘルスケア等）」、「地域開発（EEC、工業団地、スマートシティ等）」の４つの分野別に会議が行われ、会議では日中の企業各社が取組を紹介し、第三国における日中企業の更なる協力に向けた意見交換が行われた。

事前予約を経て、３F小礼堂で開催された産業高度化・金融支援会議に参加することができた。羅暁梅・商務部アジア司商務参事官（副局長）と星野光明・経産省通商政策局通商交渉官の司会により、百度智能駕駛事業、CHADEMO協議会、ハイアール集団、富士通、上海復星医薬集団、三井物産、PHCホールディングス、みずほ銀行、国家開発銀行、日本国際協力銀行、中国輸出入銀行、日本貿易保険、中国輸出信用保険公司の代表者が、製造業、金融サービス、インターネット、通信、ヘルスケアサービスなどの分野で日中協力事業が絶えず拡大している状況について説明が行われた。

最後に、この40年間で築いてきた日中協力の土台のもと、益々両国の良好な関係を継続する為に、民間交流を一層促進していかなければならないと身をもって感じ、小職としても、会員企業の皆様のご協力を頂きながら、日中友好協力関係の更なる発展に努めて参る所存です。

中国投資企業部会　公開討論会

徹底討論　中国ビジネスの要諦 日本本社が気を付けること

～中国でのビジネス展開時における法務・税務・不正等のリスクについて弁護士・公認会計士・税理士が徹底討論～

中国投資企業部会では10月25日、中国の税務、法務、不正、環境における様々なリスクと留意すべき点について認識を深めるべく、標記討論会を開催した。

苅谷公認会計士･税理士事務所の苅谷公平代表、森･濱田松本法律事務所の本間隆浩弁護士、奥川哲也税理士事務所･奥川哲也代表をパネリストに、前田勝己公認会計士･税理士事務所の前田勝己代表をコーディネーターとして、多面的な討論を繰り広げられた。

税務リスクでは、今年10月に脱税で拘束された、中国の有名女優、範氷氷（ファン・ビンビン）氏が巨額の罰金を科せられた事例を基に、法体系、税制

左から、前田氏、本間氏、刈谷氏、奥川氏

の観点から説明があった。

また19年１月から改正される個人所得税法による申告作業の負担増や、近年急激に厳しくなった環境規制についても活発に討論がなされた。

本討論会は26名が聴講した。

共催セミナー

当面の中国経済情況と日系企業事例報告

11月12日、華鐘コンサルタントグループ及び三井住友銀行、センターとの共催で標記セミナーを開催した。セミナーは3部構成で、華鐘コンサルタントの関係者がそれぞれ講師を務めた。

古林董事長総経理

最初に古林恒雄董事長総経理（写真）が「中国から見た中米貿易戦争と中国国際輸入博覧会の開催」と題して解説を行った。中米貿易戦争について同氏は「中国では日本ほど騒いでいない」とした上で、米中両国が高関税を掛け合う中でどちらがより大きな影響を受けるかについて、「中国は（関税を25%に引き上げた）大豆と豚肉で多少影響を受けるが、米国が中国から輸入する商品のほとんどが人々の生活に直結しているため消費者の受ける影響はより大きい」とし、その根拠としてクリスマス商戦で子供が買う玩具のほとんどが中国商品であること、ウォルマートで売っている家庭用品や低価格商品の1割以上が中国からの輸入であることを指摘した。他にも、米中貿易摩擦による外資企業への影響や日中関係の改善、第1回中国国際輸入博覧会での日本企業の出展状況、11月11日の独身デーでの電子商取引（EC）の販売額が過去最高を記録したことなど、多くのホットな話題について解説された。

続いて高倉洋一東京事務所所長が「事例報告①2018年上半期の優遇税制紹介と国内債権管理」をテーマに、上半期に実施された優遇税制についてそれぞれポイントを説明し、特に2011年以降7年ぶりに改正される「個人所得税法」については、同法の控除費用と新税率のみ本年10月1日より先行して実施がされていることを紹介、新旧法を比較しながら改正箇所について解説された。

最後に能瀬徹常務副総経理が「事例報告②工場立退き・移転案件の最新情況と労務対策」をテーマに解説がされた。前回と同じテーマを取り扱った理由について「工場立退き・移転案件は年々増えており、且つ状況も変わっているため」とし、政府から移転が求められて移転する「政策性移転」、政府との話し合いにより移転する「協議移転」など背景の異なる移転について違いや対応策などについて解説された。

当日は67名が受講した。

交流記録

＜中国表面処理園区産業連盟＞

11月21日～28日に亘り、中国表面処理園区産業連盟が訪日し、名古屋を中心に日本企業との交流活動を行った。連盟には、当センターと提携関係がある江門市崖門新財富環保工業有限公司が加盟しており、同社が運営するめっき専門工業団地には当センター会員企業の二葉産業㈱、旭鍍金㈱等日系企業６社を含む約100社が入居している。

今回の訪日目的は、日本のめっき関連企業の訪問交流で、22日（木）には「中国表面処理園区産業連盟交流懇親会」を催し、中国駐名古屋総領事館・鄧偉総領事、全国鍍金工業組合連合会・神谷篤副会長をはじめ東海地方の企業等約20社・団体を招いて交流した。センター会員企業からは、二葉産業㈱・笠間敦嗣代表取締役社長、旭鍍金㈱・中山敏代表取締役社長、㈱青山製作所・森田保美生産管理本部長、水野博道技術開発本部長、センターからは原田泰浩・相談役、大野大介・常務理事兼事務局長、石原和巳・業務グループ長が参加した。

23日（金）は午前にトヨタ・堤工場見学を行った。

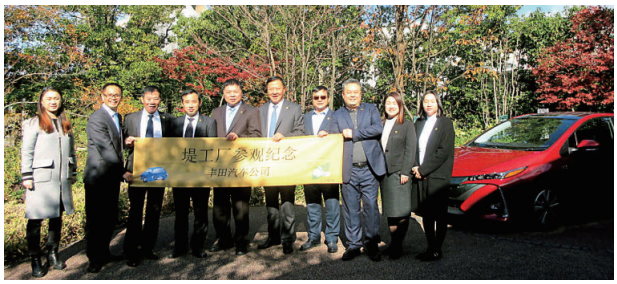

トヨタの堤工場を見学

プリウス、カムリ等の溶接・組立工程を見学、その後、トヨタ会館を見学した。当センター業務グループの佐合が随行した。

団長	馬　捷	連盟名誉主席、国家表面工程協会副理事長、めっき協会理事長
団員	牛小燕	連盟秘書長、めっき協会副秘書長
〃	朱英傑	連盟主席、江門市崖門新財富環保工業有限公司執行董事兼総経理
〃	梁　川	江門市崖門新財富環保工業有限公司執行董事
〃	劉万青	連盟副主席、合肥市華清方興技術有限公司 董事長
〃	王林国	連盟副主席、重慶重潤表面工程技術園建設有限公司 董事長
〃	蒋魏娜	重慶重潤表面工程技術園建設有限公司 副董事長
〃	朱和平	恵州金茂実業投資有限公司　総経理
〃	陳志才	恵州金茂実業投資有限公司　副総経理
〃	楊宝亮	連盟委員、天津濱港めっき企業管理有限公司 董事
〃	潘依婷	上海金都投資集団有限公司 董事
〃	潘莉美	上海金都投資集団有限公司 副総経理
〃	華如章	連盟委員、慈渓市連誠めっき有限公司
〃	周俊輝	連盟副秘書長
〃	劉　岩	江門市崖門新財富環保工業有限公司市場開発経理

弊センター年末年始休日のご案内

年内の業務は12月28日（金）午前にて終了させていただきます。2019年の業務開始は１月７日（月）から開始いたします。なお、弊センター北京事務所も同様とさせていただきます。

また、会報誌「東海日中貿易センター」新年号は１月８日（火）発行予定で、メールマガジン「東海日中貿易センター NEWS」は１月16日（水）配信予定です。

西安デスクNEWS

グローバルハードコア・テクノロジー大会が開催

11月５日～11日、共産党西安市委員会、西安市人民政府、中国工程院などの共催で「2018西安グローバルハードコア・テクノロジー革新大会及び一帯一路革新提携大会」が西安市にて開催された。

昨年11月の第１回大会の成功により、今大会もグローバルなハードコア・テクノロジー都市の構築に向け西安市が継続して支援する。「一帯一路」における科学技術の開放・提携の共同プラットホームを建設し、ハイエンド人材と先進技術の成果を結集し、産業と資本の融合を速める。ハードコア・テクノロジーは、西安のイノベーション主導型発展を素早く実施するための新たなキャッチフレーズとなっている。

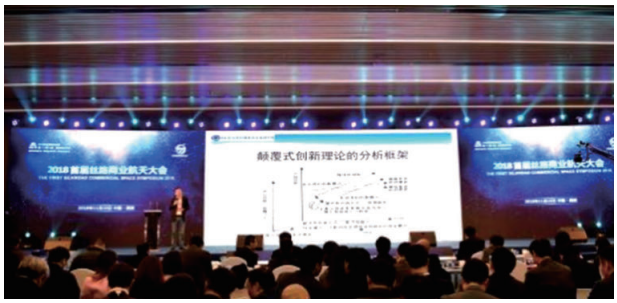

大会の様子

11月10日、大会の重要会議として“航空宇宙産業を発展させ、宇宙版のシルクロードを打ち出す”をテーマに「2018第１回シルクロード・宇宙ビジネス大会」が開催された。航空宇宙産業資源の優位性の整理、「一帯一路」建設の支援、西安宇宙ビジネスの発展方向・及び市場化への模索などについて意見交換を行った。

西安高新区共産党工作委員会の鐘洪江書記は、「西安高新区は重要な高新技術産業拠点並びに国防科学技術の集積地で、長期の発展を経て、航空・宇宙、電子、兵器などの分野が整ってきた。また、陝西空天動力研究院、西安航天技術軍民融合科創中心、特種飛行機工程研究院など優良なイノベーション研究プラットホームを建設してきた。今後は完全な宇宙ビジネスシステムを構築し、宇宙ビジネス産業チェーンの基礎を固めていきたい」と述べた。

大会では、国内初となる宇宙ビジネス企業のランキング「2018年宇宙ビジネス企業トップ30」も発表された。技術力、商業価値、イノベーション能力など多方面から総合評価した番付となっている。

「長安号」が年間1,000便を突破

10月30日、「長安号」が初めて年間1,000便を突破したことを記念し、西安国際港務区でイベントが開催された。

年間1,000便突破記念イベント

西安とヨーロッパ、中央アジアを繋ぐ貨物列車「長安号」の西安駅発着便が2018年１～10月末まで1,030便となり、昨年の194本（全国17位）から大幅な増加を記録し、昨年首位の成都駅発着便（ヨーロッパ・中央アジア行き）が記録した年間777便を超えた。

1,030便の内訳は、中央アジアの往路便が412本、復路便が68本、ヨーロッパへの往路便が201本、復路便が349本となっている。2018年の１～10月末までの貨物輸送量は105.18万t（国内１位）、積載率99.9％（同１位）、取扱額14.9億ﾄﾞﾙを記録した。

共産党陝西省委員会の胡和平書記がイベントに出席し、中欧班列「長安号」が西安からリガ（ラトビア首都）便を運行することを宣言し、また「招商局中外運新絲路（シルクロード）サプライチェーン管理有限公司」の設立も同時に発表した。

イベント前に胡書記は国内外の来賓と対談し、「陝西省はシルクロードの起点であり、古くから対外的に市場を開放している。『一帯一路』の建設が進み、陝西省は更なる対外開放に向けて最先端に立ち、優位性を発揮し、陸路と空路を活用し国内外を連動させ、西安市の地理的優位を活かして、良好な条件を作り出していく。国内外の企業が陝西省で投資、提携し、経済の中枢エリア、経済の起点としての機能を発展させていく」と述べた。

レポーター

東海日中西安デスク
代表　賈育林
（西安国際港務区
投資合作促進局 局長助理）

青島デスクNEWS

中日地方経済協力を拡張へ

10月26日、商務部、国家発展・改革委員会、経済産業省、外務省の共催で「第１回中日第三国市場協力フォーラム」が北京市で開催され、本フォーラムを通じて、国際スタンダードに適合し、且つ第三国の利益となるプロジェクトが多く組成された。当市においては、青島企業・山東電力建設第三工程有限公司と三井物産㈱が、オマーンのサラーラ工業区で、ガスタービンと蒸気タービンを組み合わせた二重の発電方式「コンバインドサイクル発電所プロジェクト」の共同建設が決まり、新しい協力モデルによる国際市場の開拓事例となった。当市と日本は地理的な優位性を生かし、各方面において日中地方経済協力を推し進めており、今回のスキームも１つの縮図に過ぎない。2018年９月末まで、日本から当市への投資プロジェクトは累計で2,106項目に達し、海外全体の7.6％を占めている。また2018年１月～９月の当市と日本との輸出入貿易総額は55.42億ﾄﾞﾙに達し、前年同期比で6.8％増となっている。

近年、当市は日本との相互交流を重ね、昨年の11月、今年３月、５月と三回に亘り経済代表団を日本へ派遣し、東京で中日地方経済協力フォーラムを開催するなどして商談・交流を重ねてきた。

新たなチャンスを創出

このほど、当市は「対日経済協力業務方案」を発表し、全面的に日本との経済協力を強化、双方の経済協力を絶えず推し進めていくこととなった。方案は金融、医療・介護、省エネ・環境保護、ハイテク技術、スマート製造などの分野において、クオリティの高い日本企業の誘致プロジェクトを拡大させ、新たなチャンスを創出していくことを示した。青島港と東京、川崎など各港湾間の戦略的な協力を強化させ、国際間の中継貿易業務を開拓し、海陸一貫貨物輸送の新ルートを模索し、日本からの購入ルートを開拓する旨が提示された。特に中継貿易の拡大は、越境EC（電子商取引）分野の協力にも発展するものとして期待されている。また、当市は日本との間でコールドチェーン物流及び健康食品の研究開発・生産、高品質企業の誘致などのプロジェクトを推進しており、同時に日本で越境EC用倉庫の設立プロジェクトも進めている。

中国、日本、韓国、タイが料理の味を競う

10月29日、「2018中日韓泰海鮮料理国際大会」が青島市で開催された。中国、日本、韓国、タイからそれぞれ２名参加の計８名が、「海鮮」をテーマに料理の味を競いあうイベントで、各国が特色のある料理を披露した。青島市商務局の主催による同大会は、市が８月以降に開催している「買物祭」の重要イベントで今回５回目の開催となった。

さぬき市と経済貿易商談会を開催

11月８日、香川県さぬき市で、青島市商務局とさぬき市商工会の主催、山東省国際請負労務商会、青島市外商投資服務中心、青島環太経済合作有限公司の協力により「青島-さぬき経済貿易商談会」が開催された。さぬき市では地元企業が同商工会を通じて青島市から技能実習生を受け入れている。

商談会では、両市がそれぞれ産業を紹介し、両市の企業同士が関連分野でマッチングを行い、うち、青島鑫運江工貿有限公司、山東邁可数控科技有限公司、山東海外国際旅行社有限公司などの青島企業が日本企業と貿易、委託加工、市場開拓などの分野６項目で協議が締結された。

さぬき市商工会の前身、志度町商工会は1998年に青島市の企業から技能実習生の受け入れを始め2012年からは、さぬき市の企業が中国から材料の輸入や業務委託をしている。同日、両市の経済協力20周年記念式典が開かれ約70人が出席した。

レポーター

東海日中青島デスク
代表　宋暁華
（青島市商務局主席記者）

寄稿

対中取引に関する基本法についての解説と実務:中国会社法(5)続き

――株主代表訴訟の概要及び関連判例――

上海市華鑫法律事務所
弁護士　高秀智、高華鑫

（９月号の続き）

判例１：株主が無断で企業の土地を占用した株主代表訴訟（案件番号：(2016)蘇05民終6382号）

①事実関係

2009年４月３日、A社（中国株主）とB社（外国株主）双方は《合弁契約》を締結し、中外合弁企業C社を設立した。C社の登録資本は1,020万元、A社は現金にて460万元を出資し、登録資本の45％を占めている。B社は土地と工場設備をもって560万元を出資し、登録資本の55％を占めている。同時にA社法定代表の甲がC社総経理および法定代表として会社事務管理に責任を負うとした。また、B社の従業員丙（外国人）をC社の監査役とした。

その後、B社は生産注文書を出すことはなく、C社は長期に渡り生産注文書が無い欠損状態にあり、更に幹部従業員が会社を離れていき、C社は2011年６月に実質的に生産停止となった。2012年１月６日、C社の法定代表者甲はその他従業員を解雇した後、C社董事会に書面にて《辞職届け》を提出した。これに対し、株主であるA社およびB社は様々な理由で株主会を召集せず、事後処理方案を協議することはなかった。

しかしその後B社は、甲とA社がC社の実質的な生産停止状態を利用して、C社が所有する工場、設備等を密かに利用し、A社の生産経営を行っていることを伝聞で知った。その後B社の調査によって2011年１月から2015年７月まで、C社の電気料支払口座の名義がA社に変更されていることがわかった。更に、2012年７月から2015年８月までの期間、C社の水道料納付口座の名義がA社に変更され、かつ、発生した費用が比較的高額であることがわかった。

C社の社印などの重要物品は実際には甲が管理していたため、B社は何度もC社の監査役丙にこれを示して丙に解決を要求していた。2015年１月14日、丙は弁護士へ委任して甲に対して《弁護士書簡》を送付し、甲およびA社にC社工場および機器設備の無断占有の停止を要求した。しかし、甲とA社はこの要求を無視して取り合わなかった。

よって、C社の監査役丙は2015年９月５日に《状況説明》を提出し、「私はC社の監査役であり、株主A社が当該会社の工場設備を占用して生産している行為について、B社は2015年３月まで何度も当人に提起し、訴訟を提起してA社に占用行為を停止するよう求めることを要求したが、当人自身が外国人であるために訴訟を提起するにも不都合が多く、ずっと提起できなかった。そのため同時に当人はB社に自身で起訴するよう勧めた。」と述べている。

2015年７月、B社は第１審裁判所に株主代表訴訟を提起し、裁判所に対して下記の通り請求した。①A社がC社の工場と設備の占用を停止し、直ちにC社から搬出するよう判決を下すこと、②A社がC社に対して暫定の使用料50万元（2011年６月の生産停止から2015年６月までの期間の使用料）を支払うよう判決を下すこと。

第一審裁判所は審理において、C社の敷地に行って現地調査を行い、C社の所有する２号棟、７号棟以外の所有する工場すべての一部のスペースをA社が占用して、倉庫、生産場所および従業員宿舎として使用していたことを発見したが、C社の機器設備は倉庫の中に置かれたまま未使用であった。その後、A社は2015年11月７日即ち審理期間中にC社から搬出している。

②判決について

ⅰ.第一審判決

第一審裁判所は審理を経て、本件の争点は下記の３点であると判断した。①B社が原告として適格で

あるか否か、②本件においてB社の訴訟請求は訴訟時効を超えているか否か、③A社はC社に対して建屋の占用使用料を支払うべきか否か、その支払期限、具体的な金額はどうなるか、という点である。

①について、第一審裁判所は、会社法の原則に基づき、会社内部の紛争は原則として会社の機関によって解決し、株主代表訴訟とは会社内部の監督管理制度が機能しなくなった場合においてのみ設置されて救済措置を行うと考える。そのため、B社は株主として起訴する前に、まず法に依りC社の監査役会または董事会に会社名義にて権利侵害者に対する訴訟提起を請求する必要があると考える。

本件では、C社の監査役である丙が、B社から以前に何度も訴訟提起を要求されたが、国籍の問題からB社が自ら起訴するよう勧めており、即ち、監査役は株主の請求を受けた後に訴訟の提起を拒絶していることが明確に示されている。そのため、本件ではB社は法定の株主代表訴訟提起の前提条件に合致しているため、B社は原告として本件訴訟を提起する権利を有すると考える。

②について、A社の答弁では、B社の主張する訴訟請求の一部は既に訴訟時効となっていると主張している。これに対し第一審裁判所は、A社が株主の権利を濫用したためにC社の利益に損失をもたらし、B社は代表株主訴訟を提起して、A社にC社の建屋占用使用料の賠償責任を負うよう要求したことは権利侵害責任に属し、家賃未払いの違約責任ではないと考える。更に、B社も何度もC社の監査役丙に対して訴訟を提起するよう要求しており、丙もまたA社に弁護士書簡を送付していた故に、B社の主張する訴訟請求の訴訟時効はまだ過ぎていないと考える。

③について、第一審裁判所の現場検証結果によると、A社はC社の機器設備を使用してはいなかったものの、C社の一部工場を占用して生産及び販売業務を行っていたのは事実であり、更にA社は2015年11月７日にやっとC社から搬出したものである。A社はC社の株主として当然に会社定款を遵守し、法に基づき株主権利を行使し、会社の利益のために会社財産を行使するべきであり、株主個人の利益を出発点としてはならないと考える。しかしA社の上述の状況は明らかに株主権利の濫用であり、C社の利益に損害をもたらしていることから、C社に対して適切な建屋占用使用料の賠償責任を負うのは当然であると考える。

A社によるC社工場占用の開始時期について、第一審裁判所は、C社の水道料・電気料の明細に基づくと、2011年１月にC社の電気料納付口座の名義はA社に変更されているが、2011年１月から2012年６月までの期間、C社の実際の水道料・電気料金額はずっと一定金額を保持していた。但し、2012年７月からC社の水道料納付口座の名義がA社に変更された後は、上述の水道料・電気料は明らかに増加している。よって、第一審裁判所はA社によるC社の工場占用の開始時期は2012年７月であると考える。同時に、現場検証結果によると、A社はC社の工場の一部スペースだけを占用していたとはいえ、それは２号棟、７号棟以外のC社のすべての工場に及んでおり、更に、A社の生産および販売の過程で占用した実際の面積を独立した空間として切り離すのは非常に難しく、また、C社のどの工場も実質的にA社法定代表者である甲の管理下にあったために、第一審裁判所は、A社はC社に対して工場建屋全体の占用使用料を支払うべきであると考える。評価後の認定では、2012年７月からB社が請求した2015年６月までの期間の建屋占用使用料は753,376.599元である。

上述のことから、第一審裁判所は、A社はC社に対して2012年６月から2015年６月までの建屋占用使用料753,376.599元を支払うよう判決を下した。

ⅱ.第二審判決

A社は第一審判決を不服として下記の通り上訴を提起した。監査役丙はB社がC社監査役として派遣されており、両者間には利害関係があるため、提出された書面証言による状況説明は事実を認定する根拠とはなり得ないと主張した。また、第一審裁判所が述べた建屋使用料の賠償とは、権利侵害の損害賠償責任であり、訴訟時効の規定が適用されるべきであり、本件で賠償金額が算出した建屋使用料は、法に依れば起訴した時から最長で二年前まで遡ることになり、既に訴訟時効となっている超過部分については、これを支持するべきでないため、判決金額を257,146元減額するよう請求している。

第二審裁判所は本件審理後に、本件第二審の争点は下記の通りとした。①B社が本件原告として適格であるか否か。②B社の起訴から２年前まで遡った

期間以外の建屋使用料の賠償金額は訴訟時効を超えているか否か。

①について、《会社法》第151条の規定によると、株主は代表訴訟を提起する前に、会社監査役会あるいは監査役会が設置されていない有限責任公司の監査役、もしくは董事会あるいは董事会を設置していない執行董事に対して裁判所への起訴を要求するべきである。監査役会、監査役、董事会、執行董事が前述の書面請求を受け取った後、訴訟提起を拒絶または請求を受け取ってから30日以内に訴訟を提起しなかった場合に、株主は株主代表訴訟を提起できる。よって、株主の請求に応えることが無く、会社に合理的な理由が無いまま最終的に起訴を拒絶あるいは怠った場合において、株主は代表訴訟を提起できる。株主代表訴訟にこうした前提条件を設定しているのは不要な訴訟を減少させるため、また、会社による訴訟提起を促し、濫訴を回避するためといえる。

本件では、C社監査役の丙が提出した《状況説明》を見ると、B社は2015年３月以前に丙に何度もA社の占用行為に対して訴訟を提起するよう要請していたが、丙は外国人で、訴訟がやりにくいといったことからB社に自ら訴訟を提起するよう勧めており、これは監査役丙が訴訟の提起を拒絶したということであり、この状況は上述の《会社法》第151条に定める株主代表訴訟の前提条件に合致しており、第一審裁判所はB社が原告として本件訴訟を提起する権利があることに不当性はないと考える。

②について、《中華人民共和国民法通則》第137条の定めによると、訴訟時効期間は権利が侵害されたことを知ったとき、あるいは当然知るべきであったときから起算される。本件では、A社の実施する株主の権利の濫用行為がC社の利益に損害をもたらす持続的な権利侵害行為であり、この行為は第一審訴訟中の2015年11月７日にC社からの搬出によってやっと停止したのである。よって、関連建屋使用料の賠償金額には訴訟時効を超えた部分は存在せず、よって、第一審裁判所の判決に不当性は無い。

上述に基づき、第二審裁判所は上訴を棄却し、原判決を終審判決として維持するとした。

③解説

本件は典型的な中外合弁企業株主代表訴訟の判例の１つである。本件において中国株主の法定代表が実質経営ならびに合弁企業を掌握していたことで、中国株主側は合弁企業の生産停止後に合弁企業の工場を非常に簡単に占用することができ、合弁企業の利益を侵害したものである。合弁企業の監査役が外国株主による委任であるとはいえ、合弁企業の社印などの重要物品を管理していないため、合弁企業の名義をもって直接訴訟を提起することが難しかったため、外国株主側は株主代表訴訟という方法で裁判所に訴訟を提起した。

外国株主が株主代表訴訟を提起できるか否かについては、本件第一審、第二審裁判所共に、株主代表訴訟とは会社内部の監督制度が機能を失った場合に使用する救済措置であり、《会社法》の関連規定によれば、不要な訴訟を減少させ、株主による濫訴を回避するため、必ず事前に書面にて会社の董事会あるいは監査役会に会社名義で直接権利侵害者に対して訴訟を提起するよう要求する必要がある。本件では、外国株主は株主代表訴訟を提起するよう何度も合弁企業の監査役丙に請求しており、丙は訴訟を提起しないことを明確に示していることから、本件の外国株主による起訴は法定の株主代表訴訟の前置手順に合致していると考える。

本件では、合弁企業が一方の株主によって管理され、かつ、合弁企業の利益に損害をもたらしたことに対し、直接企業名義をもって訴訟を提起するのは難しい状況において、株主代表訴訟が合弁企業の維持およびその他株主の権益を保護する重要な手段の一つであったと見ることができる。

判例２：「法定代表者による無断の買収が会社に欠損をもたらした株主代表訴訟」（案件番号：(2017)浙民終75号）

①事実関係

A社は2000年に設立した台湾、香港、マカオの合弁企業であり、登録資本は300万米ドル、株主はそれぞれ台湾、香港、マカオの居住民の甲、乙、丙の３名であった。その内甲の出資額は120万米ドル(40%の出資比率を占める)、乙は120万米ドル(40%の出資比率を占める)、丙の出資額は60万米ドル(20%の出資比率を占める)であった。同時に、甲乙丙の３名全員がA社の董事であり、甲はA社の法定代表者である。関連法律及び会社定款の規定による

と、A社の最高権力機関は董事会で、監査役は任命していない。

甲はA社の経営期間において、無断でB社の不動産開発に投資し、丁ら30名のC社株主に投資欠損をもたらした(C社はB社の出資比率15.48％を持つ)。その後、甲乙間に対立が生じ、2013年12月より乙がA社董事長ならびに実質的な会社管理者となり、甲と丙は会社管理には参与しなくなった。

乙は、A社を引き継いでから、B社への投資によって丁ら30名のC社株主間に発生した紛争を処理するため、A社株主および董事会決議を経ていない状況のまま、A社名義でC社の全株式を買い上げた。具体的な方法は①2014年12月５日、乙はC社の丁ら30名の株主と関連協議を締結ならびに下記の通り承諾した。「丁ら30名の株主がB社に投資した元金の安全を保証し、ならびに丁ら30名の株主がB社に投資して発生した損失補償を承諾する。」②上述の承諾を実現するため、乙はD社へ、C社が持つB社の15.48％の株式(最初は4,644万元)を2,322万元の価格で買収させた。③同時にC社はその登録資本を4,650万元から半分の2,325万元まで減資して、上述D社から受け取った2,322万元の株式譲渡代金の債権について、それを上述のC社と丁ら30名の株主の減資金額2,325万元を相殺した。④また、C社の減資後については、丁ら30名の株主はC社の残余部分の2,325万元を出資し、また、A社は2,322万元を出資し、C社の株式すべて(実際に支払ったのは23,164,277.92元である)を譲受した。このように、D社の株式譲渡代金およびA社の出資によってC社の株式すべてを買収したことにより、丁ら30名の株主の投資はそのほとんどを回収したのである。

2016年１月26日、甲は上述の状況を知った後、書簡で乙およびA社に通知し、A社がC社の株式を譲受した件について異議を示し、乙にこの件に対する全責任を負うこと、A社および株主の損失賠償を求めた。これに対する乙およびA社の回答では、C社の株式の買収は確かに公司董事会決議を経ていないが、もとの原因とは甲がA社の法定代表者を任職していた期間に無断でB社に投資して巨額の欠損を発生させたことにあり、C社の買収は株主に対する責任の引き受けと道義であり、かつ、株式を買収した結果欠損となったのか否かについてまだ結論は出ていない。

その後、甲は現地裁判所に株主代表訴訟を提起し、乙にA社の損失23,164,277.92元およびその利息損失を賠償するよう判決を下すことを請求した。

②判決

ⅰ．第一審判決

第一審裁判所は本件の審理を経て、本件の争点は下記２点であると考える。①甲が提起した株主代表訴訟が法規定の前提条件を履行しているか否か、②乙がA社の名義でC社の株式を買収したことがC社の利益に損害をもたらしたか否か、C社の利益に損害をもたらしたのであれば、どのように損失を賠償するのか。

①について、第一審裁判所は、《会社法》の関連規定に基づくとしても、有限責任公司の株主は、株主代表訴訟を提起する前に、先に書面にて会社権力機関に対して裁判所に訴訟を提起するよう請求すべきであり、会社権力機関がこれを拒絶あるいは訴訟手段による責任追及を怠った場合において、株主は会社代表に訴訟を提起できるのである。しかし、本件では、甲は2016年１月26日にA社および乙に《告知状》を通知して、乙自身の行為により生じた会社の損失を賠償する意思を表すよう乙に要求した。但し、A社は回答状において乙に責任追及をする考えはなく、更にA社は2013年12月以来ずっと乙が実質管理を行っていたために会社名義で自分を起訴することは不可能であり、この場合、A社に乙を起訴することを求めるよう、甲へ再度要求させることには何ら意義が無いため、第一審裁判所は、甲が起訴する前に会社内部の救済方法は出し尽くされており、法律の定める前提条件を履行したと考える。

②について、C社が設立されてから、B社の15.48％の株式を保有している以外に、その他如何なる経営活動を行っておらず、その株式をD社に譲渡し、受け取ったD社の2,322万元の株式代金を丁ら30名の株主に渡しており、C社の帳簿にはいかなる資産は無くなっている。また、A社の会社定款の規定によれば、A社の一切の重大事項はすべて董事会が決定するとあるが、乙は会社董事会の同意の前提を得ずに無断でA社の名義で2,322万元の価格でC社の全株式を買収して、A社の利益に損害をもたらしていることから、法により賠償責任を負うべきである。

上述のことから、第一審裁判所は乙がA社の損失23,164,277.92元およびその利息損失を賠償するという判決を下した。

ⅱ．第二審判決

乙は第一審判決を不服として第二審裁判所に上訴を提起した。第二審裁判所は審理を経て本件第二審の争点は下記の通りであると判断した。①甲が提起した株主代表訴訟は法規定の前提条件を履行しているか否か、②乙がA社の名義をもってC社の株式を買収したことが、C社の利益に損害をもたらしたか否か、損失を賠償するべきであるか否か。

①について、第二審裁判所は、《会社法》第151条に株主代表訴訟の前提条件が定めてあり、立法の目的は株主に会社内部の救済方法を利用し尽させ、会社内部の監視・チェック体制を以って濫訴を回避しようというものである。しかし、A社は台湾・香港・マカオの合弁企業であり、会社内部に監査役会を設置しておらず、また監査役を任命していないため、事実上、甲が法規定の前提条件に基づいて監査役会あるいは監査役に訴訟提起を要求することは不可能であった。

更に、甲は本件訴訟を提起する前、2016年１月26日にA社および乙に対して《告知状》を送付して、乙がA社の名義でC社の株式を譲受した行為をについて会社の損害を賠償するべきであると明確に要求している。これに対してA社、乙は2016年２月６日の回答状において、C社の買収行為がA社の利益に損害をもたらしたことを否認している。実際には、乙はA社の董事長として2013年12月からずっと実質的な会社管理を行っているため、会社名義にて自身を起訴することは不可能である。まさに第一審判決の通り、甲が書面にてA社に乙を起訴するよう要求することは全く意義が無く、権利保護の目的を実現するのは不可能である。そのため第一審裁判所は甲が起訴する前に会社内部の救済措置を利用し尽し、法規定の前提条件を履行したと認定し、《中華人民共和国会社法》第151条の立法の本来の意味に合致し、不当性はないと考える。

②について、上訴人乙は、A社名義にてC社の株式を買収した行為は会社の安定した運営を維持するための商業行為であり、会社の利益に損害をもたらしてはないと主張した。更に、C社株式の買収の起因は、甲がA社を経営していた期間に無断でB社の不動産開発に投資したために、丁ら30名のC社の株主に投資の欠損をもたらしたためであると主張した。

しかし、乙が丁らと締結した関連協議内容をみると、乙は丁らに対してB社に投資する元金の安全および適切な損失補償を保証したことは、丁らに対する個人的な承諾である。この個人的な承諾はA社の意思を代表しているとはいえず、甲を含むA社のその他株主を拘束することはできない。事実上、A社がC社の株式を買収した際、C社の帳簿には既に如何なる資産も無く、乙は会社定款の規定に違反し、会社董事会の同意を得ずして無断でA社名義にてC社の株式100％の買収を決定したのは、A社の利益に対する損害といえる。

上述のことから、第二審裁判所は上訴を棄却し、原判決を維持して終審判決とした。

③解説

本件は、やや特殊な株主代表訴訟の１つである。《会社法》の関連規定によれば株主代表訴訟を提起する前に、法により適切な前提条件を履行すること、即ち、先に書面にて会社董事会あるいは監査役会などの権力機関に裁判所に起訴するよう要求することが必要である。会社権力機関が訴訟による責任追及を拒絶あるいは怠った場合において、株主が会社を代表して訴訟を提起できるのである。しかし、本件では、株主および董事である甲は書面によって会社董事会あるいは監査役会に書面請求をしておらず（客観的にいえば監査役会も監査役も設置していないため要求できない）、A社に対して乙が董事会の同意を得ずして無断でA社名義にてC社を買収したことについて乙への責任追及を要求したが、A社に拒絶されている。

これに対し、第一審、第二審裁判所は、《会社法》が株主代表訴訟の前提条件を定めているとはいえ、本件において乙はA社の法定代表者になってからずっとA社を管理しており、甲が書面でA社に対して乙の責任追及を要求したとしてもその実現は客観的に見て難しいと考える。また、A社は監査役会も監査役も設置しておらず、客観的に甲が監査役会あるいは監査役に責任追及を書面請求することは不可能である。また、そこで甲が再度A社に乙を起訴す

るよう書面で要求することも意義が無い。よって、第一審、第二審裁判所はいずれも甲が起訴を提起する前に会社内部の救済措置を利用し尽し、法律に定める前提条件を履行したと認定した。これにより、《会社法》に定める前提条件もまた絶対条件ではなくなり、このような特殊な状況においては、裁判所も柔軟に対応する可能性がある。

また、乙は董事会の同意を得ずして無断でA社名義にてC社を買収したことがA社に損害をもたらしたか否かについて、第一審、第二審裁判所はいずれもC社がB社に有する株式を譲渡し、減資を行ったため、実際帳簿上は資産が無くなったという点を考慮すれば、乙の上述の買収行為の決定がA社の利益に損害を与えたと認定している。実務においては、法定代表者、董事、監査役、高級管理職および株主等権利侵害者が会社利益に損害を与えたか否か、一般的には個別案件の具体的な状況を考慮して認定する必要があり、これについては裁判官が比較的大きな自由裁量権を有している。

（次号に続く）

＜執筆者プロフィール＞

上海市華鑫法律事務所
弁護士　高秀智
華東政法大学法律学院（民商法）卒業後、慶應義塾大学大学院法学研究科博士前期課程を修め、2012年４月に上海市華鑫律師事務所に入所、対中取引、日系在華企業の企業法務を担当。

弁護士　高華鑫
上海市高級人民法院、上海市司法局での勤務を経て、1984年６月から日本の大江橋法律事務所にて勤務、外国法事務弁護士として大阪弁護士会に登録、1998年５月に上海華鑫律師事務所を開設し、対中投資、取引、仲裁、裁判事件の最前線で活躍。2016年６月に（一社）東海日中貿易センター中国法律顧問に就任。

第124回中国輸出入商品交易会

バイヤー数、成約額がいずれも減少

広州市にて、中国最大規模の見本市である中国輸出入商品交易会（通称：広州交易会）が、10月15日～11月４日に開催された。

今回は17年秋季より1.1％少ない18万9,812人のバイヤーが来場し、バイヤーを地域別にみると、アメリカ州が0.6％減、欧州が2.9％減、アフリカが1.2％増、大洋州が3.0％減、アジアが0.8％減だった。

25,583社（内訳：中国企業24,947社、外国企業636社）の出展企業との間で商談が行われた。バイヤー上位５カ国・地区は、韓国、トルコ、インド、台湾、マレーシアの順だった。

成約額は2,065億元（約299億ﾄﾞﾙ）と前年の秋と比べ１％減となった。成約額の内、電気製品が161.9億ﾄﾞﾙと全体の54.2％を占め、軽工業製品が73億ﾄﾞﾙ（同24.5％）、繊維・アパレルが15.1億ﾄﾞﾙ（同5.1％）だった。

ブランド品展示エリアの成約が好調で、94.5億ﾄﾞﾙに達し、全体の31.7％を占めた。「一帯一路」沿線国・地域向け輸出成約額は2.7％増の96.3億ﾄﾞﾙと全体の32.3％を占めた。

次回の春季は19年４月15日から開催される予定である。

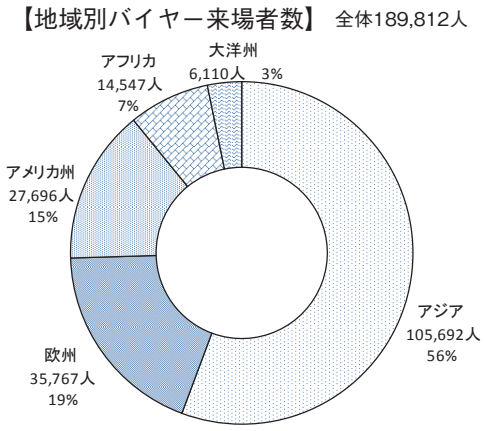

中国経済データ

＜ご注意＞
伸率は前年同期比を％で表示。減少は▲または－で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

日本の対中貿易（日本側統計）

単位：億円、％

年　月	輸　出		輸　入		差　引	
	金　額	伸　率	金　額	伸　率	金　額	備　考
2012年	115,091	▲10.8	150,387	2.7	▲35,296	赤字拡大
2013年	126,252	9.7	176,600	17.4	▲50,348	赤字拡大
2014年	133,815	6.0	191,765	8.6	▲58,238	赤字拡大
2015年	132,293	▲1.1	194,204	1.3	▲57,950	赤字拡大
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年10月	14,756	9.0	18,817	16.1	▲4,062	赤字拡大
2018年1-10月	131,150	9.3	156,942	5.2	▲25,792	赤字縮小

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

10月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

			金　額	構成比
輸出	総額		72,434	100.0
	内訳	アメリカ	14,299	19.7
		ＥＵ	8,113	11.2
		アジア	39,816	55.0
		うち中国	14,756	20.4
輸入	総額		76,927	100.0
	内訳	アメリカ	8,566	11.1
		ＥＵ	8,843	11.5
		アジア	37,577	48.8
		うち中国	18,817	24.5

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

10月の主な増減品目

単位：％、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1	自動車	30.5	1.4
		2	有機化合物	28.9	1.3
		3	原動機	45.7	1.2
輸入	増加	1	衣類・同付属品	16.6	1.9
		2	通信機	4.7	0.8
			金属製品	24.8	0.8

出所：日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、％

年月	輸　出			輸　入			差　引	
	金　額	伸　率	全国比	金　額	伸　率	全国比	金　額	備　考
2012年	20,594	▲10.2	17.9	19,512	3.6	13.0	1,082	黒字縮小
2013年	23,913	16.1	18.9	20,971	7.5	11.9	2,942	黒字拡大
2014年	25,217	5.5	18.8	22,515	7.4	11.7	2,702	黒字縮小
2015年	24,687	▲2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字転換
2018年10月	2,763	12.3	18.7	2,264	24.2	12.0	499	黒字縮小
2018年1-10月	25,184	10.1	19.2	19,445	8.0	12.4	5,739	黒字拡大

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆
※名古屋税関管内　国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港
　　国際空港：中部空港、静岡空港

10月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

			金　額	構成比
輸出	総額		16,883	100.0
	内訳	アメリカ	4,417	26.2
		ＥＵ	2,213	13.1
		アジア	6,586	39.0
		うち中国	2,763	16.4
輸入	総額		9,544	100.0
	内訳	アメリカ	883	9.3
		ＥＵ	1,173	12.3
		アジア	4,974	52.1
		うち中国	2,264	23.7

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

10月の主な増減品目

単位：％、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1	自動車の部分品	19.2	4.0
		2	原動機	43.3	1.7
		3	自動車	66.8	1.5
輸入	増加	1	衣類及び同附属品	20.4	2.9
		2	半導体等電子部品	130.7	2.2
		3	原動機	83.8	1.5

出所：名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

中国への輸出額の月別伸率(%)

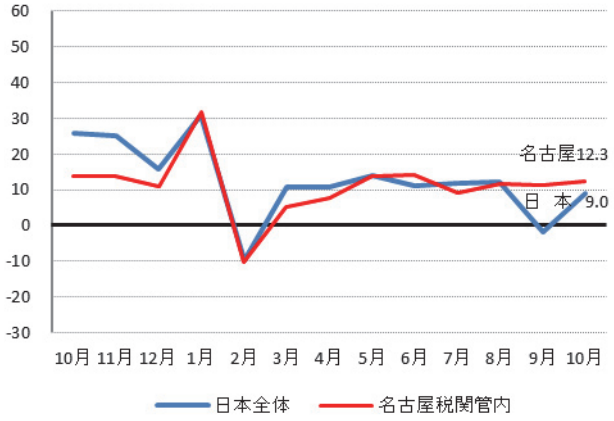

中国からの輸入額の月別伸率(%)

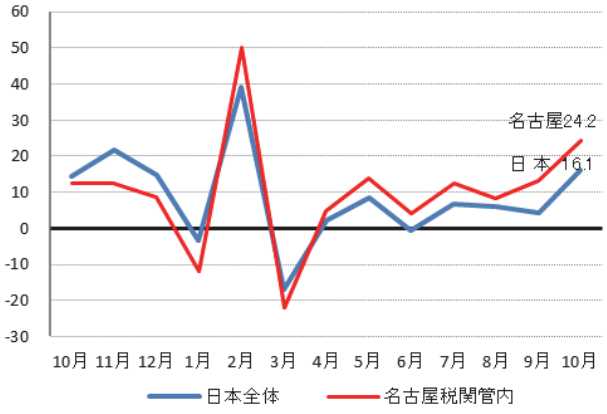

日本の輸出における中国構成比の推移(%)

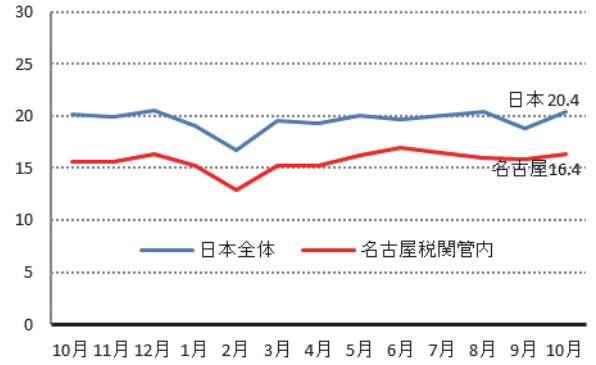

日本の輸入における中国構成比の推移(%)

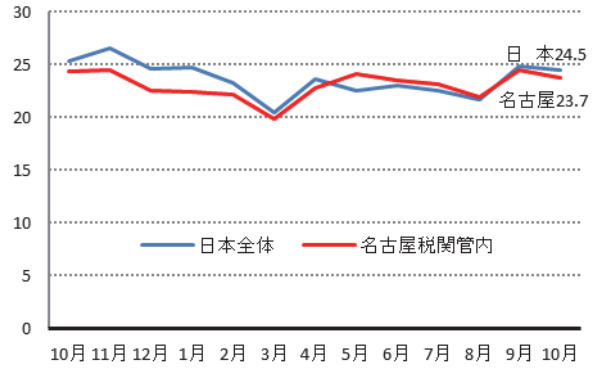

中国の貿易

単位：億ドル(金額)、%（伸率）

年月	輸出		輸入	
	金額	伸率	金額	伸率
2011年	18,986	20.3	17,436	24.9
2012年	20,489	7.9	18,178	4.3
2013年	22,100	7.9	19,503	7.3
2014年	23,427	6.1	19,602	0.4
2015年	22,766	▲2.8	16,821	▲14.1
2016年	20,974	▲7.7	15,875	▲5.5
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9
2018年10月	2,173	15.6	1,833	21.4
2018年1-10月	20,448	12.6	17,906	20.3

出所：中国税関総署

中国の外資導入

単位：件(件数)、億ドル(金額)、%（伸率）

年月	件数		実行ベース金額	
	件数	伸率	金額	伸率
2011年	27,406	1.1	1,160.1	9.7
2012年	27,712	▲10.1	1,11.2	▲3.7
2013年	24,925	▲8.6	1,175.9	5.3
2014年	22,773	4.4	1,195.6	1.7
2015年	23,778	11.8	1,262.7	5.6
2016年	26,575	5.0	1,224.3	▲3.0
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6
2018年10月	3,623	37.6	97	7.3
2018年1-10月	49,545	89.3	1076.6	6.5

出所：中国商務部　※金融セクターを除く。

中国対外貿易の月別伸率(%)

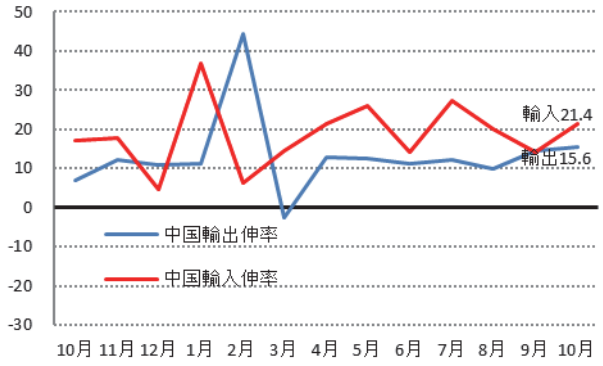

中国外資導入の月別伸率(%)

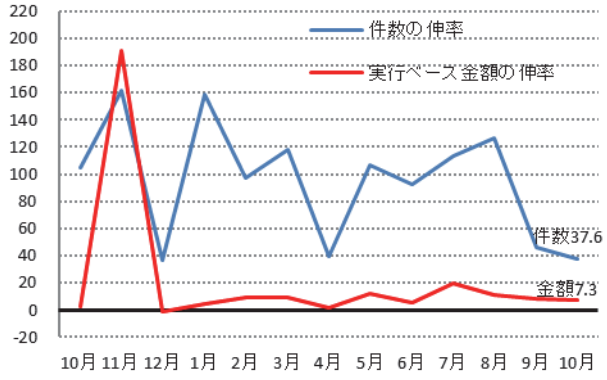

中国の物価動向

消費者物価指数ＣＰＩ（%）

	10月	1-10月
消費者物価指数	2.5	2.1
うち都市	2.5	2.1
農村	2.6	2.1
うち食品	3.3	1.6
食品以外	2.4	2.2
うち消費財	2.8	1.9
サービス	2.1	2.6

出所：中国国家統計局工業生産者物価指数ＰＰＩ（%）

工業生産者物価指数ＰＰＩ（%）

	10月	1-10月
工業生産者物価指数（ＰＰＩ）	3.3	3.9
うち生産資材	4.2	5.1
うち採掘	12.4	9.3
原材料	6.7	7.1
加工	2.5	3.9
生活資材	0.7	0.4
うち食品	0.9	0.4
衣類	1.2	0.6
一般日用品	1.0	1.1
耐久消費財	▲0.1	▲0.2
工業生産者仕入物価指数	4.0	4.5
うち燃料、動力類	9.4	7.3

※工業生産者物価指数（ＰＰＩ）＝出荷価格指数＝卸売指数
出所：中国国家統計局

ＣＰＩとＰＰＩの月別推移（%）

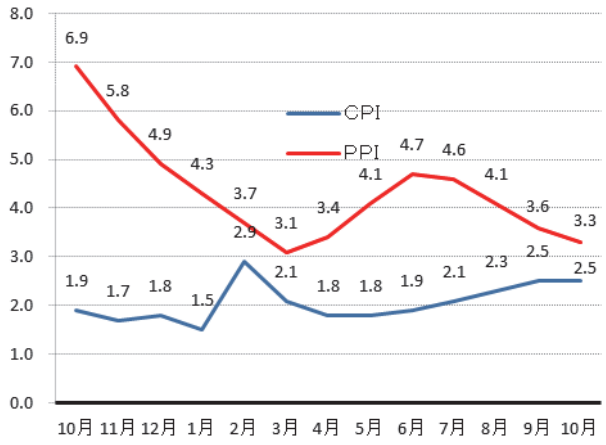

中国の消費財小売総額の伸率（%）

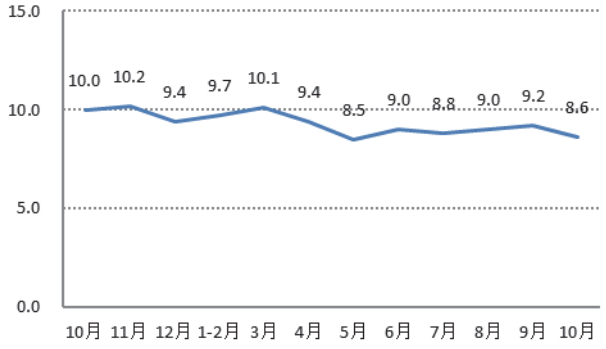

出所：中国国家統計局

中国の景気先行指数

製造業ＰＭＩ

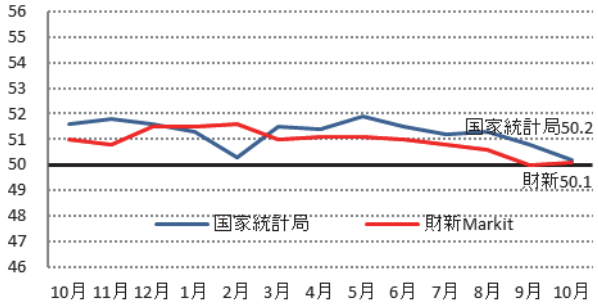

※製造業ＰＭＩ＝製造業購買担当者景気動向指数
景気後退＜50＜景気拡大

非製造業（サービス業）ＰＭＩ

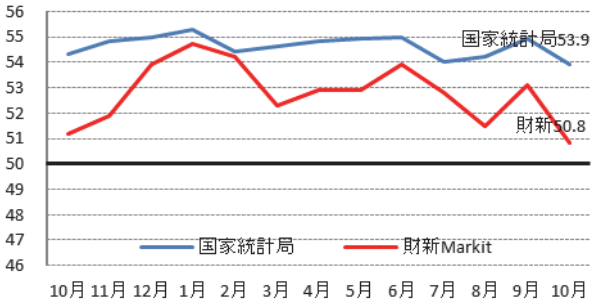

中国の固定資産投資

1-10月分月の固定資産投資

		投資額（億元）	伸　率（%）
固定資産投資		547,567	5.7
産業別	第一次	19,378	13.4
	第二次	204,663	5.8
	第三次	323,525	5.4
地域別	東　部	N/A	5.8
	中　部	N/A	9.9
	西　部	N/A	3.2
	東　北	N/A	0.9

固定資産投資の伸率（%）

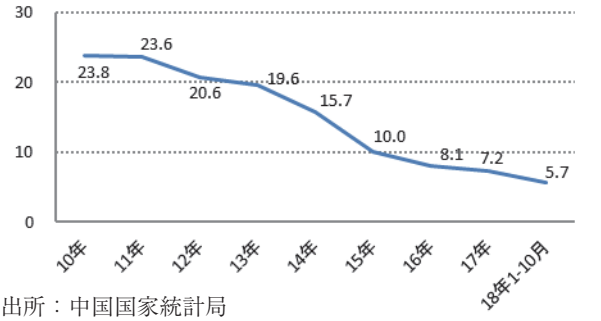

出所：中国国家統計局

中国の不動産開発投資の伸率（%）

出所：中国国家統計局

中国の工業

工業付加価値の伸率(%)

	10月	1-10月
一定規模以上の工業生産	5.9	6.4
内訳　鉱業	3.8	2.0
製造業	6.1	6.6
電気・ガス・熱・水生産供給業	6.8	10.0
内訳　国有企業	4.6	6.8
集団企業	▲3.6	▲1.6
株式制企業	6.7	6.6
外資系企業	3.9	5.5

出所：中国国家統計局

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)

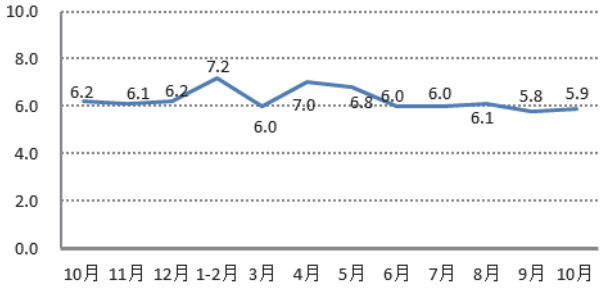

出所：中国国家統計局

一日当たりの発電量の月別伸率(%)

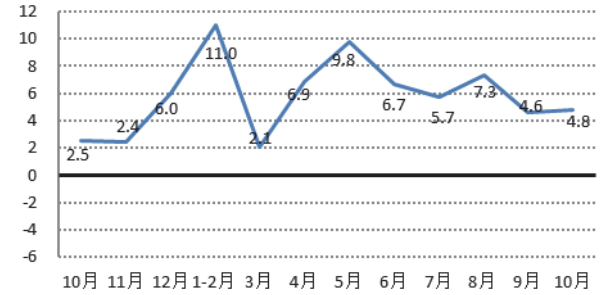

出所：中国国家統計局

粗鋼生産量の月別伸率(%)

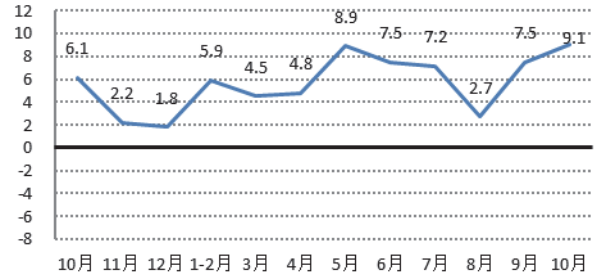

出所：中国国家統計局

中国の財政収入の伸率(歳入、%)

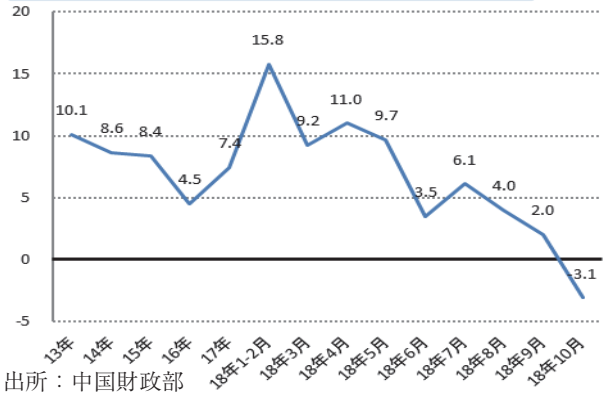

出所：中国財政部

中国の自動車販売台数

台数：万台

年月	自動車	乗用車	商用車
2012年	1,930	1,550	381
2013年	2,198	1,793	406
2014年	2,349	1,970	379
2015年	2,460	2,115	345
2016年	2,803	2,438	365
2017年	2,887	2,471	416
18年10月	238	205	33
18年1-10月	2,287	1,930	357

出所：中国汽車工業協会 ※中国国産車のみ。輸入車を含まず。

自動車販売台数の月別伸率(%)

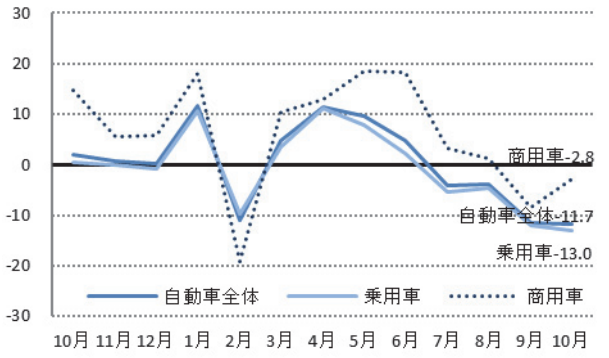

日系乗用車のシェア推移(%)

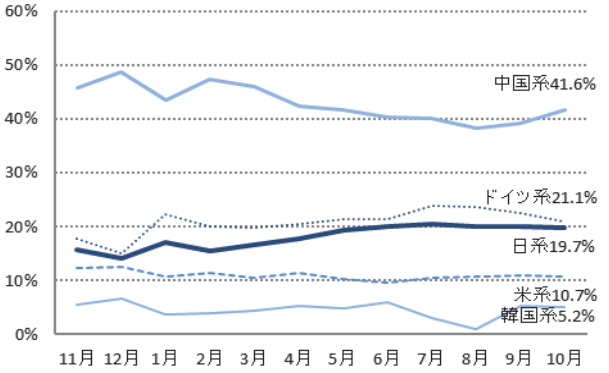

中国からの訪日旅行客数

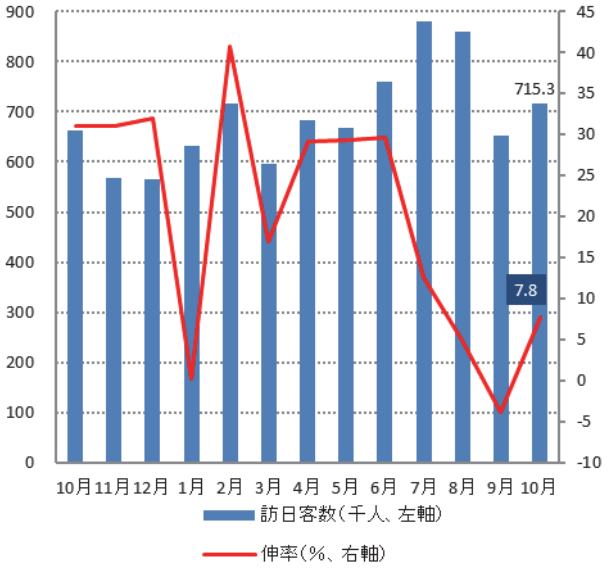

出所：日本政府観光局